

此花区役所キャラバン 2014 回答書

番号1. ①

市民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・アルバイト・パートなど）ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場から正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じ研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

(回答)

本市における非正規職員の雇用については、育児休業中の職員の代替や一時的業務、補完的業務、あるいは高度の専門的業務など、本来、本務職員による対応になじまない業務について、業務の精査を行いながら、その必要性に応じて活用しているところであります。

そうすることにより、本務職員は、政策・施策の企画立案や民間事業者に対する指導・監督・調整など、本務職員としてなすべき業務に注力することができると考えております。

本市がおかれた危機的な財政状況のもと、業務の遂行にあたっては、引き続き、最も効果的な業務執行方法、執行体制を追求しながら、必要な行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

担当： 人事室 人事課 人事グループ 電話：06-6208-7431

(回答)

此花区役所では、正規・非正規に関わらず全ての職員にコンプライアンス研修など必要な研修を行っております。

今後とも住民サービスの向上に向けて、各種の研修を行ってまいります。

担当 此花区役所 総務課（総務） 電話：06-6466-9625

(回答)

業務遂行にあたっては、正規・非正規職員に関わらず、必要な知識習得に向けた研修を行っております。

担当： 財政局 税務部 管理課管理グループ 電話：06-6208-7742

(回答)

生活保護業務にかかる非常勤嘱託職員については、採用時にしかるべき研修をおこなっているところです。

担当： 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話:06-6466-9863

(回答)

住宅支援給付事業については、国の緊急特別措置として、平成21年度途中からの実施となったため、急遽、臨時的任用職員を区保健福祉センターに配置することで対応しました。経済情勢、雇用情勢の動向による特別措置で事業の継続性が確保されていなかったことから、平成22年度以降は非常勤嘱託職員を配置してきたところです。

なお、本事業は、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法において、住居確保給付金として制度化されることになるため、業務遂行方法についてはあらためて整理していきます。

担当：福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

(回答)

乳幼児健診を始めとする各種保健事業に従事する非常勤嘱託職員については、本市職員として必要なコンプライアンス等の服務規律や個人情報保護に関する研修を実施しております。

また、新たに健診等に従事する職員については、事前に業務内容についての研修を行うとともに、初め

て業務に従事する際には必ず指導役の職員を配置することとしています。

今後とも研修内容の一層の充実を図り職員の資質向上を図ってまいります。

担当：健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

(回答)

本市では、「一人一人を大切にする保育」の推進に向けて、意欲と創造力が備わった人材育成並びに対人援助者としての資質向上に努めており、職員自らの専門性と倫理性を確立するため、公立、民間共に参加できる保育所職員研修を実施しています。さらに、研修受講者が受講内容について職員へ伝達するなど、全体の資質向上に努めています。

担当：こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6208-8340

番号1、②

貧困対策については、各部署が連携を密にしてきっちり対応すること。

(回答)

生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業をはじめとする支援にかかる「生活困窮者自立支援法」が平成25年12月に成立し、平成27年度から施行されます。

本市としても、制度の主旨をふまえ、関係部署が連携を密にして事業実施していくこととしております。

担当：福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号2、①

国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。それまでの間は、国民健康保険会計に、270億円以上の市税の任意繰り入れを行い、2%値上げを中止し、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの払える保険料にすること。

また、直近5年間の任意繰り入れを明らかにすること。

(回答)

国の負担金につきましては、これまで様々な制度改正がなされており、昭和59年度には退職者医療制度の創設により、退職後、国民健康保険に移行された方の給付費にかかる財源が措置されたこと、平成17年度には三位一体の改革により、国から地方へ税源が移譲され、都道府県調整交付金が創設されたこと、さらに平成20年度には65歳から74歳の方の医療保険の加入割合に係る給付費の偏在を是正するため、前期高齢者交付金制度が創設されたことにより、国庫補助率は低下しているものの、保険給付費に係る財源は、一定の措置がなされてきたところです。

なお、国庫負担率の引き上げにつきましては、国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じることを、機会あるごとに国に対して要望いたしております。

また、国民健康保険は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、本市財政は極めて厳しい状況ではありますが、平成26年度当初予算においては、176億円の任意繰入を含む、431億円もの市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しているところです。

医療分と後期高齢者支援金分を合わせた平成26年度国民健康保険料につきましては、医療保険制度を今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、受益と負担の適正化の観点から、収入に対する保険料の負担感を府内市町村並みとなるよう改定したところです。

なお、直近5年間の任意繰入につきましては、平成22年度予算193億円、平成23年度予算198

億円、平成24年度予算186億円、平成25年度予算179億円、平成26年度予算176億円となっております。

担当 此花区役所 窓口サービス課 (保険年金) 電話：06-64664-9946

番号2、②

低所得者、子どものいる世帯・1人親世帯・障がい者など困難な世帯に対する保険料の条例減免（9割減額の新設）を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要（自動適用）とすること。また所得減少減免申請で、従来通り確定申告後もさかのぼって減免すること。なお、当面3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。

(回答)

前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、平等割保険料及び均等割保険料の7割・5割・2割を減額する制度や、リストラなどで職を失った非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置を、国の制度として実施しております。

さらに、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、本市独自の施策として、3割を軽減する制度や、災害や倒産、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯に対し減免制度を設けるなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。

また、多人数世帯に対する負担軽減措置につきましては、保険料の賦課割合について、人数に応じてご負担いただく均等割保険料の割合を、国の基準では保険料全体の35%となっているところを、本市独自に27%へと引き下げ、多人数世帯に対する負担の軽減を図っているところです。

加えて、本市独自の3割軽減の適用にあたっては、前年中所得の基準額を、全世帯一律とするのではなく、世帯の人数も考慮して設定しており、多人数世帯へ配慮するなど、被保険者の保険料負担の軽減に努めているところです。

市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされております。本市独自の3割軽減につきましても、本市国民健康保険条例及び同施行規則において申請を必要とする旨規定しており、6月中旬に対象となる世帯へ本市から勧奨通知を送付し、返信用封筒にて申請書を返信していただくことで適用しておりますので、今後も同様の手続きで取り扱ってまいりたいと考えております。

また、営業不振等による所得減少減免につきましては、減免申請書の提出を受けた上で、税の確定申告時期まで減免の判定を保留し、「収入状況申告書」、確定申告書の控えなど事実を証し得る資料により確認したうえで、申請時に遡って減免を適用することとしております。

なお、これら保険料の減免制度の周知につきましては、市民の皆さまに理解を深めていただけるよう、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面及び同封しているリーフレット「国民健康保険料のお知らせ」、または、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、周知しておりますが、今後も様々な機会を捉えて広報・周知に努めてまいります。

担当 此花区役所 窓口サービス課 (保険年金) 電話：06-64664-9946

番号2、③

国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう区役所内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「区民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

納付相談においては、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課などと連携し、必要に応じて各

窓口へのご案内を行っております。

担当： 福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

(回答)

大阪市では保健・福祉にかかる総合相談業務として、高齢者、障がい者、児童、母子などの各分野における複雑・多様化する市民ニーズに対して、迅速・的確かつ総合的・一体的に対応していくことを目的として、平成17年度より保健福祉センターに各区1名の相談調整担当者を配置し、総合案内、受付・相談、インテーク面接、サービス利用調整を保健福祉センター全体のシステムとして運営し、総合的な情報提供を行うとともに、相談者のニーズに応じた総合的なサービス調整を行ってまいりました。

各区によって窓口対応の業務実態が異なっているため、本事業につきましては、全市一律ではなく、各区の実情に応じた柔軟な運用がなされているところです。

担当 此花区役所 保健福祉課（地域福祉） 電話：06-6466-9562

番号2、④

一部負担金減免の平成23年度改定は、きわめて不十分であり、実際に使える制度とすること。所得要件を150%以下とし、国基準のように「一時的な困窮」に限定しないこと。また、治療見込み期間を少なくとも1年にするなど改善を行うこと。

(回答)

療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより負担することとされています。

一方で、特別の理由がある被保険者に対して、保険医療機関等の一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。

このことから、本市におきましても法の趣旨に則り、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害や、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことなど、特別の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められる方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。

なお、実収月額が生活保護基準以下の方については、療養見込期間が3か月を上回る場合も本制度の対象とし、減免期間についても引続き承認要件を具備している場合は初回の減免開始から最長で概ね1年以内であれば延長を可能とする取り扱いを行っております。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

番号2、⑤

法令を順守し「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。大人の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。

特に、1人親世帯、障がい者のいる世帯には絶対に発行しないこと。資格証明書ならびに短期証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。

2009年12月16日付の厚生労働省の事務連絡では、短期保険証の窓口留保を「一定期間」認めているが、この「一定期間」を何日と考えているか日数を示すこと。当面、短期保険証は、4月と10月に送付すること。高校生までのこどもに対しては1枚ものこすことなく1年間の通常保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

また、2008年10月20日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や個別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触

状況の内訳を明らかにすること。

(回答)

本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、電話や訪問による納付の督促を行うとともに、督促状を送付し納付を促しております。しかしながら、これによっても納付していただけない滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限の短い「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付し、証の更新機会に接触を図り、その世帯の実情を把握したうえで納付相談を行い、減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなどの対応に努めております。短期証を交付する世帯には、有効期限切れ前に文書の送付や電話などで区役所への来庁を勧奨しております。

それでもなお特別の事情もなく、長期（一年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、資格証明書（資格証）の交付を行っております。

資格証の交付世帯には、被保険者証の返還を求める際にも、まず、お知らせ文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行ったうえで、来庁できない事情のある方についても、電話や自宅への訪問等により実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行っております。短期証及び資格証の発行につきましては、医療費を節約する目的で交付しているものではありません。

また、平成21年12月16日付けの厚生労働省国民健康保険課長からの保国発1216第1号により、高校生世代以下の子どもに対する短期証の交付に際しては、有効期限内に郵送する取り扱いとしておりますが、世帯主が不在等により郵便局から返戻された短期証については、「子どもの短期証」を郵送する旨をお伝えするため、別途お知らせ文書を送付したうえで、再度短期証を郵送することとしております。それでもなお、世帯主の受け取りがなく、再度区に返戻された短期証については、電話連絡や訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めております。

「子どもの短期証」以外につきましても、未交付世帯に対し、来庁勧奨文を送付するなど、留保が長期間に及ばないように努めております。

なお、年末までに区役所に取りに来られない世帯に対しては、年末年始が区役所閉庁日となることから、年末に郵送することとしております。

此花区では現在、資格証明書世帯258世帯のうち納付相談等の接触ができた世帯は58世帯となっております。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

番号2、⑥

財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがなくきめ細かく面談し、生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。

さらに、財産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者については、ただちに滞納処分の停止を行なうこと。国保料の滞納世帯に対する徴収業務の民間委託をやめること。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は、単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。

保険料滞納世帯に対しては、文書、電話、訪問などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で個々の事情の把握に努め、できるだけ無理なく納付していただけるよう、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かで丁寧な対応を行っております。それでもなお、保険料を納めていただけない世帯に対しては、財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に

該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。

これによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず保険料を納めていただけない場合は、関連法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っております。

なお、滞納処分を行う事により滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合や、滞納処分の対象となる財産がない場合は、法令に基づき、滞納処分の執行を停止することとしております。

また、生活保護法による保護を受けたことで、国民健康保険の資格を喪失した場合においても、滞納処分の執行停止をしております。

徴収業務の民間委託については、本市が進めている市政改革の大きな方針として「民間委託の推進」による事務事業の再構築があり、その方針に沿うものとして、より効率的・効果的な徴収をめざし、民間事業者が保有するノウハウなどを活用するため、平成20年7月から7区での民間事業者への委託による徴収業務を試行実施してきましたが、その結果、民間委託の方が、より効率的・効果的であると認められたため、平成23年度から民間委託を全区に拡大して実施しているところです。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

番号2、⑦

75歳以上の医療費負担を無料にすること。

(回答)

後期高齢者医療制度の一部負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項に規定されており、1割又は、一定以上の所得を有する方については3割とされております。

なお、本市におきましては、65歳以上で障がい等の一定の要件を満たしている方に対しまして、医療を受けた場合の自己負担を軽減する老人医療費助成制度を実施しております。

本制度では、一部自己負担金額を1医療機関ごとに入通院各1日当たり500円以内で、月2日を限度に軽減しておりますが、月額2,500円の限度額を設定し、限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただけます。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

番号2、⑧

後期高齢者医療制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

(回答)

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め、保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限となっており、都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、都道府県ごとに均一な基準に基づく保険料となります。

保険料の軽減につきましては、所得の低い方に対して、政令等による軽減措置の適用があり、世帯の所得水準により、被保険者均等割額について、9割、8.5割、5割、2割を軽減するほか、所得割保険料を課されている方で、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割額が一律50%軽減されることとなります。

その他、被用者保険の被扶養者であった方が被保険者となられる場合には、保険料負担の激変緩和の観点から、制度加入時から所得割保険料を課さず、被保険者均等割額につきましても9割軽減とする措置が講じられております。

また、保険料減免基準につきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合条例第18条の規定により、「災害等により財産に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、休業又は廃止、失業等の理由により所得が著

しく減少した場合に減免することができる」こととされており、大阪府内均一な基準に基づく取扱いとなります。

このように後期高齢者医療制度は、財政等も含め都道府県単位で運営されており、市町村が独自に軽減措置を講じることは困難です。

後期高齢者医療制度の運営において、貴重な財源である保険料収入の確保を図ることは、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも極めて重要であり、保険料徴収業務を担う市町村として当然の責務であると考えています。

後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納されている被保険者に対し、大阪府後期高齢者医療広域連合の定める大阪府内統一の基準に基づき、「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付しています。これは、証の更新の機会をとらえ、保険料を滞納されている被保険者と接触を図り、滞納状況の実情把握及び納付相談等を行うことにより、保険料の収入の確保に努めることを目的としています。

短期証を有効に活用することにより、滞納のある被保険者の方々に、保険料に滞納があることをいち早くご理解いただき、今後において滞納が発生しないよう、また、滞納が長期化することによる「被保険者資格証明書（資格証明書）」の交付に至らぬよう、きめ細やかな対応を図り、未収額の解消に努めてまいります。短期証は、有効期限を除いて通常の被保険者証と異なることはありません。

また、被保険者証の返還及び資格証明書の交付については、高齢者の医療の確保に関する法律第54条の規定により、保険料を一定期間滞納している場合は、被保険者間の負担の公平性の観点から、被爆者援護法による医療その他政令で定める公費負担医療の対象者、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することとされています。

資格証明書交付の基準につきましては、市町村単位で判断基準に大きな差が生じないように、広域連合ごとに統一的な運用基準を設けていく必要があることから、大阪府においても、大阪府後期高齢者医療広域連合により大阪府内統一の基準が定められています。

この資格証明書の運用については、厚生労働省保険局長名通知「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について」（平成21年10月26日付保発1026第1号）により「現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、原則として交付しないこととするを基本的な方針としています。」とされ、さらに「保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書を交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底方をお願いいたします。」とし、都道府県後期高齢者医療広域連合長あて、再度徹底が促されたところです。上記厚生労働省保険局長名通知を受けて大阪府後期高齢者医療広域連合は、予定をしていた証返還処分と資格証明書の交付事務の開始について、当面延期するとし、国と協議を図りながら、交付にあたっての判断基準を再考、構築し、また他広域連合の状況をも見極めていくとしています。

今後におきましても、国の動向を注視し、広域連合と連携を図りながら、資格証明書の運用について適切な対応を図ってまいります。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

番号2、⑨

2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、自治体によっては、交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市として、意見を出すこと。

（回答）

保険財政共同安定化事業は、市町村国保の運営の広域化や財政の安定化を目的として、都道府県内の市町村国保の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成18年10月から国民健康保険法等に基づき実施されており、平成22年5月の法令改正により、対象となる医療費の額又は拠出金の拠出方法を、都道府

県が広域化等支援方針において、一定の範囲で特別に定めることができることとされました。

この制度改正の趣旨は、保険財政の都道府県単位化及び都道府県内の保険料の平準化をさらに進めようとするものであり、大阪府においては、各市町村の国保財政への過度の影響に配慮しつつ、保険財政共同安定化事業を見直すこととしたものです。

また、保険財政安定化事業については、財政運営の都道府県単位化を図るため、平成24年4月の法令改正により、暫定措置の位置付けから恒久化された上で、平成27年4月からは、1円以上80万円以下のすべての医療費を対象とすることとされました。

各市町村の国保財政への影響に配慮しつつ、保険財政共同安定化事業が適正に運用されることは、都道府県内の市町村国保の財政安定化及び保険料の平準化を図るために重要なことと考えております。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

番号2、⑩

国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募し、市民の意見陳述を認めること。

(回答)

国民健康保険法第11条により、市町村に「国民健康保険運営協議会」を設置することが定められており、同法施行令第3条において、運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、及び公益を代表する委員各同数をもって組織すること、また、附則第1条の2において、被用者保険等被保険者を代表する委員を加えて組織することができることとされております。

本市におきましては、被保険者を代表する委員9名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員9名、公益を代表する委員9名、被用者保険を代表する委員2名の計29名にて運営をしております。

同協議会が幅広い観点で審議いただけるよう、被保険者を代表する委員の選任にあたりましては、本市国民健康保険の被保険者の中から、地域、年齢、性別に偏りが生じないよう各区へ委員の選出を依頼しており、区においては、日ごろから地域住民の意見を聴く機会が多く、地域の実情をご存知で、公正な立場から意見を頂ける方を推薦していただいております。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

番号2、⑪

無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。また、調剤薬局も同様の扱いにすること。実施している最新の医療機関名簿を国保担当などのカウンターに常時配架すること

(回答)

無料低額診療事業については、平成13年7月23日付け国通知により、当該事業の基準及びその運用等について規定されており、本市では、この通知に基づき適正に実施することとしています。

また、国は、「今後の無料低額診療事業の在り方については、厚生労働省の関係部局において、現在、検討しているところであり、無料又は低額な料金で調剤を行う事業を第2種社会福祉事業に位置付けることについても、その中で検討してまいりたいと考えているが、現段階で、今後のスケジュール及び方向性を明らかにすることは困難である。」との見解を示しております。

本市としては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

無料低額診療事業については、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市暮らしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。

担当： 福祉局 総務部 総務課（法人監理） 電話：06-6241-6540

番号2、⑫

福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに、当面は、一般会計繰入で補填すること。

(回答)

国は、地方が重度障がい者（児）等に対して実施している福祉医療費助成により、不要不急な医療費が増嵩するとして、国民健康保険に係る国庫負担金等を減額しています。

医療費助成制度は、医療に関する重要なセーフティネットで、その重要性や必要性に鑑み、国において全国一律の制度として早期に制度化すべきであり、医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を直ちに廃止するよう、国に対して要望しています。

なお、この減額措置分については、福祉医療費助成制度が大阪府の制度であることから、1/2相当額が府補助金で補填されています。

また、国民健康保険の事業運営は保険料と国庫支出金等で賄うことが原則となっていますが、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、極めて厳しい財政状況ではありますが、本市では多額の任意繰入を含む市税等を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しています。

担当： 福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号2. ⑬

住吉市民病院の跡地への民間病院の誘致にあたり、住吉市民病院が担っている小児・周産期医療の機能を後退させず、充実に努めること。

(回答)

住之江区に所在する住吉市民病院は老朽化が進み、そのあり方が府市統合本部にて議論された結果、府立急性期・総合医療センターへ小児・周産期の医療機能を統合するという方向性が示され、市の最終的な意思決定機関である戦略会議においてもこの方向性が確認されました。

今後、府市共同で府立急性期・総合医療センター敷地内に「府市共同住吉母子医療センター(仮称)」を建設し、24時間365日の小児救急対応等に加え、最重症・合併症母体等への対応の強化など高度医療の充実と、住吉市民病院が現在担っている小児・周産期医療の引き継ぎを行うこととしております。

また、平成25年3月の大阪市会において、機能統合に伴う住吉市民病院の廃止を盛り込んだ「大阪市民病院事業の設置等に関する条例」の一部改正案が議決された際に「『(仮称)大阪府市共同住吉母子医療センター』の整備にあたっては、現行の住吉市民病院が担っている産科・小児科等の機能存続と南部医療圏の小児・周産期医療の充実のため、責任を持って民間病院の早期誘致を実施すること」との附帯決議が付されたことを受けまして、小児科・産科を含む民間医療機関を誘致することとしました。

民間医療機関の誘致にあたっては、平成25年9月から誘致先の公募を行い、12月に事業予定者を決定し、基本協定書の締結に向けて協議を行っていましたが、協議が整わず、平成26年7月末に民間事業予定者が辞退されました。

今後、改めて民間事業者の募集を行う予定であり、早急に公募に関する作業をすすめます。

担当： 病院局 総務部 総務課（事業調整） 電話：06-7662-8630

番号2. ⑭

保険料減免制度、一部負担金減免制度、無料低額診療事業などは、パンフレットを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)

(回答)

保険料の減免制度及び一部負担金減免制度につきましては、国民健康保険加入の全世帯に通知する保険料決定通知書の裏面や、大阪市のホームページ、国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等に記載し

ております。

このほか、保険料の減免制度につきましては、保険料決定通知書にリーフレット「国民健康保険のお知らせ」を同封するほか、減免基準ビラ「国民健康保険料の軽減・減免基準のご案内」を区役所窓口を設置しております。

また、一部負担金減免制度につきましては、毎月10月に一斉に送付している更新分の保険証に同封される「国保だより」に記載するとともに、区役所窓口には制度周知ビラを設置し、広報・周知に努めております。

担当 此花区役所 窓口サービス課（保険年金） 電話：06-6466-9946

(回答)

無料低額診療事業については、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市暮らしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。

担当：福祉局 総務部 総務課（法人監理） 電話：06-6241-6540

番号3. ①

予防・早期発見により医療費を下げる観点で全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。健診項目に、胸部X線、尿潜血、尿ウロビリノーゲン、血液検査の白血球血小板・総コレステロール・eGFRを追加し、無料とすること。

(回答)

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に40歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。生活保護受給者等のうち満40歳以上の方につきましては、健康増進法に基づき市町村が特定健康診査と同様の健康診査を行うこととされており、本市におきましても、平成20年度より市内取扱医療機関にて無料で受診していただいているところです。

なお、健診項目については、厚生労働省の「健康増進事業実施要領」に基づき、特定健診に準じた項目とし、基本的な健診項目の実施結果が要医療等に該当した場合は、随時、医療や指導に繋げる等の対応を行っていくこととしております。

担当：健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

此花区役所 保健福祉課（地域保健） 電話：06-6466-9882

番号3. ②

がん検診などの内容を充実させ特定検診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

各種がん検診につきましては、健康増進法に基づく事業として40歳以上（子宮頸がん検診20歳以上、乳がん検診（超音波検診）30歳以上）の市民の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診を各区の保健福祉センター（子宮頸がんを除く）と身近な医療機関でも受診できるようにしております。

保健福祉センターでは、特定健康診査とがん検診を同時受診できる日を設けており、特に土日に実施する際は、ほとんどの区において同時受診できるように設定しております。

各種検診の受診者負担金は、他市と比較しても低い負担金ですが、後期高齢者医療被保険者証対象者、高齢受給者証対象者、老人医療者証の受給者、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、免除対象とし、各種検診を無料で受診いただけます。

担当：健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

此花区役所 保健福祉課（地域保健） 電話：06-6466-9882

番号3. ③

大腸がん検診問診票の発行の抑制を止めること。

(回答)

各種検診にかかる個人票につきましては、年間必要部数を各医療機関に配付しております。また、不足が生じた場合は追加で発送を行っております。

今後も不足が生じないよう、各医療機関の受診実績をもとに必要数を確保していきます。

担当： 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

此花区役所 保健福祉課 (地域保健) 電話：06-6466-9882

番号3. ④

ナイスミドル健診制度を復活すること。

(回答)

大阪市総合健康診査(ナイスミドルチェック)は、「市政改革プラン」において受診の動機付けにつながる効果が明確でないことから、平成25年度に廃止としました。

本市のがんによる死亡は、男性が昭和50年から、女性が昭和60年以来、死因の第1位となっていることから、壮年期死亡率の減少、がん対策は重要な課題となっており、市民全体のがん検診受診率目標を50%に設定しているところです。また、平成23年10月に「大阪市がん予防推進条例」を制定し、本市がん検診受診率を向上させる施策を講じることとしています。平成21年度から、「大阪市がん検診推進事業」として、子宮頸がん検診、乳がん検診を無料で受診できるクーポン券事業を実施、平成23年度からは、大腸がん検診にも拡充して実施し、受診率の向上に努めているところです。

今後とも、「がんの早期発見」を一層推進するため、受診機会の拡充や、受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めてまいります。

担当： 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号3. ⑤

日曜健診、出張健診など健診率向上へ向け、積極的な施策を行うこと。また、委託事業所への補助を行なうこと。

(回答)

本市では、がん検診をより多くの市民の方が受診していただけるようさまざまな広報を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めております。

例えば、翌年度に40歳に達する方のがん検診受診勧奨のはがきを送付したり、ホームページにて、女性医師・技師対応の医療機関の案内や、車椅子対応の医療機関を案内するなど情報提供に努めております。

また、保健福祉センターでの検診では、土曜日・休日の検診を拡充し、受診希望の多い胃がん・大腸がん・肺がんのセット検診を基本とするほか、子育て世代も受診しやすいように保育ボランティア付検診を行うなど、受診しやすい環境整備を行っております。

今後とも、より多くの市民の方が受診していただけるようわかりやすい広報等を行い、受診率向上に努めてまいります。

担当： 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9969

番号4、①

国に対し国庫負担の大幅な引き上げを要望し、誰でも払える保険料にすること。一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。

(回答)

介護保険財政については、介護保険制度の円滑な運営のため、十分な財政措置を講じることを国に対して要望を行っているところであります。

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。

平成24年4月からの介護保険料においては、低所得者の方の負担軽減を図るため、年金収入等の収入額が年間120万円以下の方には、より低い保険料率を適用するとともに、所得に応じたきめ細かい11段階の保険料段階を設定しております。また、保険料段階が第1段階から第4段階(世帯全員が市町村民税非課税)の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、第4段階の保険料の2分の1に該当する額まで減額する制度を本市独自に設けており、平成24年度からは年間収入要件を緩和し、これまでの1人世帯で120万円から150万円、2人世帯で168万円から198万円、3人世帯で216万円から246万円としました。

担当： 福祉局 高齢施策部 介護保険課 (保険給付) 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課 (介護保険) 電話：06-6466-9859

番号4、②

介護保険料第2段階を2012年4月に遡り所得に応じた割合を、現行0.56から0.50に変更し、年額35,382円(4,246円減)とし、既納付済み者には還付すること。

(回答)

介護保険料については、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、保険料を設定しております。

平成24年度からの介護保険料については、「市町村民税が本人非課税で世帯非課税」である改正前の第3段階を細分化し、「課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下」の被保険者を対象とした、新たな保険料段階を設定し、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かい保険料段階を設定したところです。

また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額に軽減する制度を設け、実施しております。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課 (介護保険) 電話：06-6466-9859

番号4、③

国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については国民健康保険などで実施している選択制にするよう求めること。

(回答)

介護保険料の納付方法については、老齢基礎年金などの年金を、年額 18 万円以上受給されている被保険者は、介護保険法第 135 条及び介護保険法施行令第 41 条の規定に基づき、年金からのお支払い（特別徴収）により介護保険料を納付して頂くことになっております。

担当： 福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059
此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、④

第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に、基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などをつくること。その場合、一般会計からの繰り入れを行い、保険料全体で調整しないこと。また、本人課税の段階についてはより多段階化をし、例えば、所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。

(回答)

第5期介護保険事業会計の見通しについて、歳出の約95%を占める保険給付費については、対計画比で平成24年度は99.7%、平成25年度は99.1%となっており、平成26年度についてはほぼ計画どおりと見込んでおります。

介護保険給付における費用の負担については、50%を保険料、残りの50%を公費で負担することとなっており、市町村の一般会計への繰り入れについては、介護保険法第124条により12.5%と定められております。

平成27年度以降の第6期計画の保険料および保険料段階については、現在、保険料の標準段階の見直しや、低所得者の保険料軽減を図ることなどが国において検討されており、本市としましては、引き続き国の動向および本市の保険給付費の実績等を踏まえ検討していきたいと考えております。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8028, 8059
此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑤

直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期においても継続すること。

要支援者の訪問介護・通所介護に代わり得る「多様な主体による多様なサービス」について、確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する市の体制（担当課、職員数、委託先団体、連携先など）を明らかにすること。

(回答)

直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数については、平成26年6月利用分で訪問介護が22,734人、通所介護が10,358人です。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8028
此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

(回答)

今般の介護保険制度改正に伴い、予防給付の対象としていました要支援者の訪問介護及び通所介護については、地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業の中で市町村が実施することとされています。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施につきましては、国からガイドラインが示されたところであることから、事業全体の枠組みの中で実施方法等について検討を進めてまいります。

担当： 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-9957
此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑥

低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、収入基準を単身者180万円以下、2人世帯250万円以下（1人増える毎に50万円加算）で医療費・社会保険料・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定すること。

(回答)

本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、平成24年度より収入要件を緩和しております。

【変更前】

1人世帯	2人世帯	3人世帯
120万円	168万円	216万円

【変更後】

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万円	198万円	246万円

*年間収入については、遺族年金・障がい年金などのあらゆる収入が含まれます。

また、介護保険料や介護保険サービス利用料などが控除できます。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑦

介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。また、介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

介護サービス利用料につきましては、サービスにかかる費用の1割を負担いただいております。

1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階が第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担額が少なくなるよう設定されております。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスにつきましては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

介護保険施設・居住系サービスの居住費についても、特別な室料を除く居住費用や食費が大きな負担とならないよう、所得に応じて設定された一定の負担限度額を超えた部分を、介護保険給付の中で特定入所者介護サービス費として補足給付を行い、利用者負担の軽減を図っているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用者の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4. ⑧

国負担で低所得者の保険料・利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国に求めること。

(回答)

利用料につきましては、サービスにかかる費用の1割を負担いただいております。

1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階が第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担額が少なくなるよう設定されております。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスにつきましては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する保険料や利用料の軽減措置は、国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

担当： 福祉局 高齢施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4. ⑨

第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1か所設置すること。

(回答)

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域をいい、介護保険事業計画において設定することとなっております。

本市においては、各種サービスにおける提供の基本となる単位は行政区であることを踏まえ、第3期介護保険事業計画より日常生活圏域を行政区単位（24圏域）としております。

なお、第6期介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者の実態を把握するとともに、今後の高齢者施策及び介護保険事業制度の運営に資する基礎資料を得ることを目的に、「大阪市高齢者実態調査」を平成25年度に実施しました。

この調査結果をふまえて、第6期介護保険事業計画を策定してまいります。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8028

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

(回答)

本市では、より身近な圏域において高齢者支援ができるよう、高齢者人口おおむね1万人に1か所の地域包括支援センターを設置するという方針のもと、平成21年度より段階的に増設を行ってまいりました。

平成25年4月には一定の増設が完了し、現在市内66か所体制で業務にあたっております。

また、身近なところで相談ができるように、概ね中学校校区に設置した総合相談窓口（いわゆるブランチ）には社会福祉士等を配置し、地域包括支援センターと連携しながら、総合相談支援業務、権利擁護業務を実施しています。

担当：福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8051

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑩

介護認定者はすべて「障がい者控除」の対象者と認定すること。市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。

また、介護認定者で、「障がい者手帳」などを所持していない人には、障がい者認定書を毎年送付すること。介護認定者には、「障がい者控除対象者」認定制度のパンフレットを作成し、送付すること。

(当日、配布してください)

(回答)

「障がい者控除対象者認定書」については、昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる65歳以上の高齢者に対して交付しております。

なお、介護を必要とする状態を判断する要介護認定と障がいによる日常生活活動の制限の度合いを判断する障がい程度とは、その判断基準が異なるものであり、要介護認定をもって一律に税法上の障がい者控除の対象とすることはできないと考えております。

障がい者控除認定書の発行は、お住まいの区の保健福祉センターで行っております。

今後もリーフレットやくらしの便利帳などに掲載するなど、市民の方への周知に努めてまいります。

担当： 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8060

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑪

不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答)

介護保険においては、利用者自らが利用するサービスを選択することになり、また身体的状況をはじめ、利用者一人ひとりを取り巻く状況に違いがあることから、介護保険制度の具体的運用にあたって、事業者などから問い合わせが行われることがあります。

その場合、本市としては、関係法令、厚生労働省のQ&A、また平成21年4月に改正された大阪府が取りまとめの「訪問介護サービス内容に関するQ&A」を参照しながら、介護保険の円滑な運営に努めておりますが、具体運用に照らして不明な点がある場合、大阪府へ照会する等、利用者によってサービス内容等に不公平が生じないよう対応しております。

報酬算定に関する基準等の適用に誤りがあることが判明した場合には、今後とも、介護保険事業所への指導等を実施してまいります。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑫

認定事務センターを廃止し、従来通り区で認定を行うこと。認定は30日以内に行うこと。また、要介護認定調査の写しを認定結果送付時に必ず同封すること。また、認定状況を毎月公表すること。

(回答)

大阪市認定事務センターは、効率的・効果的に認定業務を行うために開設してきたところです。今後とも安定運営に努めてまいります。

介護保険制度上、市町村は要介護認定申請を受理してから30日以内に認定を行う必要があります。認定事務センターとして、意見書及び認定調査票の回収に要する時間短縮を図るなど、審査判定が遅れることのないよう、引き続き迅速な要介護認定事務の実施に努めます。

本市では、認定調査（概況調査、基本調査）の様式を複写式としており、認定調査員は調査終了時点で、認定調査票（本人用）をお渡しいたしております。

また、認定状況については毎月、大阪府へ報告しており、大阪府のホームページに掲載しております。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定） 電話：06-6972-2873

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑬

施設整備が全くすすんでいないために、介護殺人、介護心中、貧困ビジネスなどの問題が深刻になっている。さらに、課税世帯では費用負担（ホテルコスト含む）最低15万から20万かかるため入所できないケースも多々ある。年金の範囲での利用負担ができる制度とすることと施設整備を進めるために、国に対して制度改善を強く要求すること。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護が必要になっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進することが重要であると考えております。

したがって、居宅での介護サービスを充実するなど、在宅支援施策の充実を図る一方で、在宅での生活がどうしても困難な高齢者の方に対しては、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設や居住系サービスの拡充に努め、総合的に施策を講じながら、高齢者ひとりひとりの状況に合ったサービスの提供ができるよう努めております。

担当： 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

(回答)

低所得の方につきましては、特別な室料を除く居住費用や食費が大きな負担とならないよう、所得に応じて設定された一定の負担限度額を超えた部分を、介護保険給付の中で特定入所者介護サービス費として補足給付を行い、利用者負担の軽減を図っているところです。

担当：福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑭

入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

高齢者施策につきましては、介護が必要になっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進することが重要であると考えております。

居宅での介護サービスを充実するなど、在宅支援施策の充実を図る一方で、在宅での生活がどうしても困難な高齢者の方に対しては、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設や居住系サービスの拡充に努め、総合的に施策を講じながら、高齢者ひとりひとりの状況に合ったサービスの提供ができるよう努めております。

特別養護老人ホームの現計画における整備目標については、必要性・緊急性の高い申込者の方がおおむ

ね1年以内に入所が可能となるよう整備に取り組むこととしており、平成26年度目標の定員数を11,500人に設定しております。

平成26年8月現在、大阪市には115施設10,650人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。

今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。

担当： 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑮

本人をふくむ非課税世帯に、「おむつ」を無条件で給付すること。

(回答)

「おむつ」をはじめとした介護用品支給事業は、

①介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方

②介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方を在宅で介護されている家族（介護者）で、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である方を対象者としています。

当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施しております。

担当： 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8060

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号4、⑯

減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。（当日、配布してください）

(回答)

本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に常備し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。

なお、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付） 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号5、①

介護保険の対象となった障がい者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（2007年3月28日付）をふまえ、本人のニーズや状況を考慮した柔軟な支給決定を行なうこと。

(回答)

自立支援給付と介護保険サービスとの適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険にあっても、介護保険を一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して適切なサービスの提供が出来るよう、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

担当： 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

此花区役所 保健福祉課（地域福祉） 電話：06-6466-9857

番号5、②

64歳までの障がい者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

(回答)

64歳まで、障がい者サービスを利用されている方が、65歳年齢到達により1号の介護保険被保険者となられた場合、他の1号被保険者と同様、利用料につきましては、サービスにかかる費用の1割を負担していただいています。

1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階2段階の方につきましては、月額上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。

担当： 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6208-8059

此花区役所 保健福祉課（介護保険） 電話：06-6466-9859

番号6、①

ケースワーカーについては、「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

生活保護実施体制につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図っており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。

さらに調査業務の補助をおこなう嘱託職員や高齢世帯を訪問する嘱託職員を配置し、保護の適正実施につとめているところです。

ケースワーカーの研修については、新任研修をはじめ、専門研修、エリア別研修などを開催し、スキルアップに努めています。

申請に来訪される方に対しては、来訪者の現状をお聞きした上で、生活保護法の趣旨を説明し、また他法・他施策の紹介をするなど、社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請書を交付し受理しているところです。申請書については必要な方には受付面接担当員からお渡ししています。

担当 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話:06-6466-9863

番号6、②

市で作成している生活保護の「しおり」は、生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明

したものにすること。「しおり」と申請書は、カウンターなどに常時配架すること。

(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布してください)

(回答)

保護申請時に生活保護のしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。

保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡ししています。

担当 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話:06-6466-9863

番号6、③

申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として市が仕事の間を確保すること。

(回答)

保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。また、本市では、働く能力を有する生活保護受給者の方が就労支援事業の活用を希望した場合には、履歴書の書き方や面接の受け方のアドバイス、各個人の適性にあった求人情報の提供、ハローワークや企業面接に同行しての求職活動支援などを実施し、支援対象者の自立に向けた取り組みを支援しています。また、就業経験が不足している方などに対しては、ビジネススキルの向上やコミュニケーション力の不足を解消するためのグループワーク等を実施し、対象者の状況に応じた支援を行っています。

担当 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話:06-6466-9863

番号6、④

通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。

(回答)

通院のための移送費については、国の通知に基づき、従前と同様、給付要否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。なお、費用については、必要最小限度の実費の額とされています。

求職活動に必要な交通費については、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができます。また、自立支援プログラムに基づき就労を目指して取り組んでおられる場合も必要な交通費の扶助を行っています。

担当 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話:06-6466-9863

番号6、⑤

国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間などの福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらぬこと。

(回答)

医療券方式から医療証方式への変更については、医療扶助運営要領の改正を必要とするため、本市単独での実施は困難です。

本市におきましては、被保護者の方の受診の際の利便性を図るため、平成15年8月から「休日・夜間等診療依頼証」を作成し、保健福祉センターが閉庁している休日や夜間の時間帯に受診が必要となった場合には、同依頼証を医療機関に提示していただければ、速やかに診療が受けられるよう医療機関に依頼しているところです。

また、慢性疾患等で継続的に通院を必要とされる方については、保健福祉センターに来所される負担を軽減するため、医療機関に直接医療券を郵送するなどしています。

担当： 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話：06-6466-9863

番号6、⑥

自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回答)

自動車の保有については、実施要領に沿ってその範囲内で保有を認めているところです。

担当 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話：06-6466-9863

番号6、⑦

警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットラインなど実施しないこと。

(回答)

生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。調査を行う場合、ケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。

現在、「適正化」ホットラインなどの実施予定はありません。

担当 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話：06-6466-9863

番号6、⑧

介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(回答)

介護扶助に関する事務の実施については、介護扶助運営要領に基づき実施しています。なお、実施機関に対して自弁の可否は介護扶助の決定要件とならない事を周知しています。

担当 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話：06-6466-9863

番号7. ①

こどもの医療費助成制度を外来・入院とも「子どもの権利条約」に謳われている18歳までの人について現物給付で所得制限なしの無料制度として導入すること。当面、中学卒業までのこどもについては直ちに実施すること。大阪府に対して全国並みに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答)

本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、平成16年11月の大阪府の制度改正において、将来的に持続可能な制度とする観点から、1医療機関ごとに入・通院各1日あたり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただくことができます。

また、こども医療費助成制度では、制度創設当初は0歳の通院に係る医療費及び6歳（小学校就学前）までの入院に係る医療費を助成の対象としていましたが、その後対象年齢の拡充を行い、現在は15歳（中学校修了）までの入・通院に係る医療費を助成対象としています。所得要件につきましては、入院・通院とも0歳から2歳（3歳に到達する日の属する月の末日まで）の所得制限を撤廃しております。

本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、大阪府へ対象年齢の拡大などを要望しているところです。また、国に対しましては、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っているところです。今後とも、国及び府に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

担当 此花区役所 保健福祉課（地域福祉） 電話：06-6466-9857

番号7. ②

保育所の待機児童をなくすべく、民間委託ではなく市の直営で保育所を直ちに増設し、保育士を増員し、保育士の配置基準及び面積基準を少なくとも従来通りにすること。また、低所得者のために保育料の減免制度を拡充すること。

(回答)

大阪市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立民間双方の保育所が相まって対応することとしております。

待機児童の解消につきましては、保育所の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備を行うなど、計画的に入所枠の拡大を図っております。なお、本市における保育所の認可につきましては、社会福祉法人以外の法人にも対象を広げ、保育所実施事業者の拡大を図っております。

保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めております。

保育士の配置基準等につきましては、保育の質の確保という点では重要な項目の一つと考えており、保育内容の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、国に対して配置基準の充実を要望しているところです。

保育料につきましては、児童福祉法第56条の規定に基づき、家計への影響も考慮しながら、年齢等に応じた保育の実施に要する費用を基礎として、前年の所得税額及び前年度の市民税額に応じて設定した額を負担していただいております。

本市では従来から、国の基準を一定比率軽減し、保護者負担の軽減を図っているところであります。

また、災害、疾病、その他不測の事態によりご家庭の経済状況に著しい変動があり、徴収金額の全部または一部を負担することができないと認めるときは、保育料の減額または免除により個々に対応しているところです。

担当 此花区役所 保健福祉課（地域福祉） 電話：06-6466-9857

番号7. ③

就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費がかさむ4月にできる限り近い月とするために、保育料と同様

に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。また、すこやかに子育てをするために適用基準を引きあげること。

(回答)

課税所得での審査を行うことにつきましては、利殖などによる所得控除など、就学援助費審査には考慮すべきではない項目が含まれていることから、収入・所得による審査を行っています。

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であり、この制度を有効に活用するためには、学校の果たす役割は非常に大きく、運用にあたっては、学校を中心に教育活動とのかかわりの中で行うのが最も望ましいと考えております。本市では、そういった観点を踏まえまして、「大阪市児童生徒就学援助規則」において、申請手続などについては学校を通じて行うことと定めております。

就学援助の審査につきましては、申請受付後、一定期間を設け、添付された証明書類に基づき厳正に審査を行っており、3月中旬までに申請を受け付けた方については、第1回支給を7月上旬に行っています。なお、所得審査においては、複数の支払者から給与を受けている場合や一時所得があった場合も含め、最終的に確定した所得により審査を行うため、市民税・府民税証明書等による審査を行っています。

担当： 教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 電話：06-6575-5654

番号7、④

中学校給食は、自校方式・完全給食・全員喫食とすること。

(回答)

中学校給食につきましては、平成24年9月から、配膳室の整備等条件の整った学校から給食を段階的に実施し、平成25年9月から市内全128中学校で給食を実施しております。

また、平成26年度からすべての区において全員喫食を導入しております。

全員喫食の導入方法については、区の実情に応じて、新入生から学年進行で全員喫食を実施する方法か、もしくは、全学年で一斉に全員喫食をする方法のどちらかの方法で実施しております。

なお、実施方式につきましては、本市の厳しい財政状況や、学校施設や昼食指導、授業時間割などの教育活動への影響、短期間での実施が可能であることなどから、民間調理施設を活用した弁当箱でのデリバリー方式により実施しております。

担当： 教育委員会事務局 教務部 学校保健担当 電話：06-6208-9158

此花区役所 教育支援・環境担当 電話：06-6466-9743

此花区役所 総務課 総合調整担当 電話：06-6466-9683

番号7、⑤

子育て世代支援と市の活性化のために「新婚家賃補助」の復活、「子育て世代家賃補助」の創設など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

本市では、平成3年度から、若年層の市内居住を促進することを目的に、市内の民間賃貸住宅にお住まいになる新婚世帯を対象に、「新婚世帯向け家賃補助制度」を実施してきたところです。

本市は非常に厳しい財政状況にありますが、市政改革プランにおいて、現役世代、特に「こども」「教育」「雇用」といった分野に重点的な投資を行うという政策転換を図ることとしており、これまで全市的な施策として実施してきた新婚世帯向け家賃補助制度については、すでに補助対象となっている世帯には引き

続き受給していただきながら、新規募集を停止したところです。

なお、現役世代の定住をより促進させる観点から、これまで実施していた「子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」の補助対象に新婚世帯を追加し、新婚・子育て世帯向けの利子補給制度として、平成24年11月から拡充実施しているところです。さらに、平成26年6月からは、より多くの若い世代に利用していただけるよう、これまで固定金利の住宅ローンに限定していた補助対象に、変動金利も加える拡充も行っております。

このほかの家賃補助制度としましては、平成3年度から、中堅層の市内定住を促進するため、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅について、家賃を減額するため補助を行う「民間すまいりんぐ」を実施しております。

また、平成4年度からは、老朽化した民間住宅の建替えを支援するため、「民間老朽住宅建替支援事業」を実施しており、建替建設費補助とあわせて、従前居住者に対する家賃補助を行っております。

担当： 都市整備局 企画部 住宅政策課（住宅政策） 電話：06-6208-9217

番号7. ⑥

こども相談センターの人員を確保すること。

(回答)

こども相談センターでは、児童虐待相談をはじめとする相談件数の増加、内容の複雑化に対応するため、平成22年度から毎年、児童福祉司等を増員するなど、相談体制及び児童虐待対応体制の強化を図りました。さらに、相談件数の増加を背景に一時保護件数も増加していることから、平成26年度には一時保護所の定員を70名から100名に増員したことにより、児童指導員を増員いたしました。

また、警察官OBを嘱託職員として雇用し、休日・夜間における安全確認を行う体制の充実を行うとともに、児童虐待通告にかかる調査や児童福祉施設に入所している児童の家庭復帰を支援する嘱託職員を雇用するなど、児童虐待等の相談に適切に対応するための体制の強化を図っているところです。

担当： こども青少年局 こども相談センター 運営担当 電話：06-4301-3146

番号7. ⑦

国保の資格証明書および無保険世帯（どの健康保険にも加入していない世帯）の子どもについても、いったん、全額自己負担するのではなく「子どもすこやか医療制度」を使えるようにすること。

(回答)

本市におきましては、こども医療費助成制度等を大阪府の補助金交付要綱に基づき実施しており、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担（標準負担額）を助成するものとして制度の運用を行っております。

担当： こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号7. ⑧

ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策展開をしているかについて明らかにすること。

(回答)

平成16年から平成25年までの10年間の転入・転出につきましては、次のとおりとなっております。いずれの年次においても、転入が転出を上回り、社会増加が人口の増加に寄与していますが、市内中心部

において、その傾向が見られます。

(単位：人)

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
転入	181,692	177,451	179,197	180,237	178,205	183,035	175,958	176,813	175,695	176,328
転出	174,500	168,512	171,459	169,398	167,941	171,682	168,408	166,223	163,993	166,457

出所) 人口異動 (大阪市都市計画局)

注) 市内の区相互間を含む

担当： 都市計画局 企画振興部 統計調査担当 電話：06-6208-7861

此花区役所 総務課 (総務) 電話：06-6466-9625

(回答)

大阪市では、大阪市次世代育成支援行動計画 (後期計画) を策定し、これに基づき子育て支援や保育サービスの充実等、少子化対策と次世代育成支援の観点を含めた総合的な施策を推進しております。

担当： こども青少年 企画部 総務課 (企画グループ) 電話：06-6208-8153

番号7. ㊟

こどもに関する諸施策 (入院助産制度を含む) について周知し、申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。

(当日、配付してください)

(回答)

本市では、こどもに関する諸施策 (入院助産制度を含む) について、本市ホームページのほか、各戸に配付している「くらしの便利帳」にも記載しております。

また、平成13年度から発行している「子育ていろいろ便利帳」は、本市の子育てに関する総合的なガイドブックとして、妊娠から出産、乳幼児期から就学期までご利用いただける本市の子育て支援サービスを網羅して掲載し、妊娠届や転入届の際にお渡ししているほか、各区の子ども・子育てプラザなど身近な子育て支援施設にも配架し、各種サービスの申請にもお役立ていただけるようにしております。

これらに加えて、市民の方の利便性の高い子育て支援の情報提供を行っていくことを目的として、平成25年12月からは子育てを応援するWEBサイト「すくすく」を新たに開設しており、サイトをより便利に利用していただくためのミニブックも各区保健福祉センターなどで配付しております。

担当 此花区役所 保健福祉課 (地域福祉) 電話：06-6466-9857

番号8. ㊠

避難行動要支援者名簿の作成において、名簿対象者を手帳上の重度者に限らず、手帳所持者全員に名簿作成の趣旨を周知徹底すること。

(回答)

本市における避難行動要支援者の避難支援のための名簿情報の把握については、本市が通常業務で収集し保有する個人情報を利用して作成する名簿情報と、地域の自主防災組織などがその活動を通じて収集する名簿情報とを集約したものであり、対象者を限らずに把握を進めているところです。

また、避難行動要支援者の避難支援の取組みについては、区の広報紙やホームページ、窓口などを通じて周知を図っているところです。

今後におきましても、地域と協働を進めながら、自主防災力の向上と啓発に努め、避難行動要支援者の避難支援の取組みの促進を図ってまいります。

番号8、②

市から送られてくる通知文書については、希望する視覚障がい者に通知文書が確実に点字化されて届くようにすること。

(回答)

障がいのある人が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供できるよう努めております。視覚障がいのある方への情報伝達についても、その方が自ら内容を確認できる形態により、迅速・正確に情報を伝達することができるよう、「大阪市障がい者施策推進会議」や各区・各局へ理解と対応を依頼するなど、視覚障がいのある方などへの支援が効果的に推進していくよう、取組みを進めているところでございます。

今後とも、障がいのある方が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう努めてまいります。

担当： 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号8. ③

障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、昨年度実績を公開すること。具体的な取り組みの一つとして区役所や区内行事等で、障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

此花区役所としましては、本市における平成25年10月1日付け策定の「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」並びに、当方針に関する福祉局長・市民局長・契約管財局長連名通知に基づき調達事務を行っております。

すなわち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(いわゆる少額随意契約)を積極活用し、少額随意契約の適用範囲内において、公募型比較見積を除く比較見積により発注を行う際には、調達方針第2に掲げる障がい者就労支援事業所等を優先して比較見積を徴することとしております。

また、前記の少額随意契約の上限額を超える案件につきましては、平成20年9月30日付け健康福祉局長・こども青少年局長連名通知による随意契約事務手続に則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(いわゆる3号随意契約)を積極活用していくこととしております。

昨年度実績につきましては、福祉局にてとりまとめて公表する取り扱いとなっておりますので、そちらの公表をご覧ください。

障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売につきましても、区役所施設のご使用につき、できる限り協力させていただきますので、ご利用を検討されている場合はご相談ください。

担当 此花区役所 総務課(総務) 電話：06-6466-9625

番号9. ①

申告、納付相談、各種減免申請など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で行えるよう財政局長に要望すること。

(回答)

大阪市では、市税の専門組織として平成19年10月に7つの市税事務所(現在は6つ)を設置し、従来

24 区役所で行っていた税務に関する事務を統合いたしました。

申告や納付相談、各種減免申請などについては、個別具体的な案件に応じた相談・判断を行う必要があることから、これらの業務は市税事務所で対応しております。

なお、市民・納税者の皆様の利便性をできるだけ低下させないため、市税事務所を主要ターミナル付近の6箇所に開設するとともに、ご利用の多い税証明書の発行、納付書の再発行等は、引き続き区役所及び区役所出張所においても行っているほか、個人市・府民税の申告期間には区役所等に臨時窓口を設置し、申告の受付・相談業務を行っているところです。

今後もできる限り市民・納税者の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

担当： 財政局 税務部 管理課 管理グループ 電話：06-6208-7742

番号9. ②

財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成を要望し、区役所内の税証明窓口に常備し、パンフレットは全家庭に届くよう要請すること。

(回答)

個人住民税の減免制度につきましては、納税通知書の裏面に制度説明を掲載するとともに、同封ビラにも申請期限や申請にあたっての必要書類等を掲載し、個人住民税をご負担いただく方に直接減免制度を周知するように図っております。

納税通知書を発送する6月には、区広報紙へのお知らせ記事の掲載を依頼し、制度の周知に努めているところです。

また、区役所・出張所等で配布している「大阪市くらしの便利帳」や市税事務所・区役所税証明発行窓口等で配布している「市税ハンドブック」、本市財政局ホームページに制度説明を掲載するなど、常時広報を行っているところであり、市税事務所窓口、区役所の税証明書発行窓口及び区役所出張所においても減免制度の説明ビラを設置しております。

今後も引き続き、制度の周知に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

担当： 財政局 税務部 課税課 個人課税グループ 電話：06-6208-7751